

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.ndrc.gov.cn/zcfb/zcfbtz/2007tongzhi/20070514_134949.htm

I 中华人民共和国合伙企业登记管理办法（修订）

【发布单位】国务院
【发布文号】国务院令 第 497 号
【发布日期】2007-05-09
【实施日期】2007-06-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WXLK&id=365466&pdm=110116>

I 中華人民共和國パートナーシップ企業登記管理弁法（改正）

【発布機関】國務院
【発布番号】國務院令 第 497 号
【発布日】2007-05-09
【施行日】2007-06-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.npc.gov.cn/zqrdw/common/zw.jsp?label=WXLK&id=365466&pdm=110116>

I 关于调整商业银行代客境外理财业务境外投资范围的通知

【发布单位】中国银行业监督管理委员会办公厅
【发布文号】银监办发（2007）114 号
【发布日期】2007-05-10
【相关法令全文】请点击以下网址查看：
关于调整商业银行代客境外理财业务境外投资范围的通知
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200705119B10FCABD874BD95FFC3311ACCE1C300>
关于商业银行开展代客境外理财业务有关问题的通知
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2556>

I 商業銀行の顧客向け海外での資産運用業務における海外投資範囲の調整に関する通知

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会弁公庁
【発布番号】銀監弁発〔2007〕114 号
【発布日】2007-05-10
【関連する法令全文】下記の URL をクリックしてください。
商業銀行の顧客向け海外資産運用業務における海外投資範囲の調整に関する通知
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=200705119B10FCABD874BD95FFC3311ACCE1C300>
商業銀行の顧客向け海外での資産運用業務の展開の関連問題に関する通知
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2556>

I 洗染业管理办法

【发布单位】商务部、国家工商总局、环保总局
【发布文号】商务部、国家工商总局、环保总局令 2007 年第 5 号
【发布日期】2007-05-11
【实施日期】2007-07-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200705/20070504657460.html>

I クリーニング業管理弁法

【発布機関】商務部、国家工商総局、環境保護総局
【発布番号】商務部、国家工商総局、環境総局令 2007 年第 5 号
【発布日】2007-05-11
【施行日】2007-07-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.mofcom.gov.cn/aarticle/b/c/200705/20070504657460.html>

I 财政部、国家税务总局关于印发《中部地区扩大增值税抵扣范围暂行办法》的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局
【发布文号】财税（2007）75 号
【发布日期】2007-05-11
【实施日期】2007-07-01
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5678775.html>

I 「中部地区で増値税の相殺範囲を拡大する暫定弁法」の配布に関する財務部、国家稅務総局の通知

【発布機関】財政部、国家稅務総局
【発布番号】財稅〔2007〕75 号
【発布日】2007-05-11
【施行日】2007-07-01
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.chinatax.gov.cn/n480462/n480498/n575817/5678775.html>

I 关于换发新版金融许可证的公告

【发布单位】中国银行业监督管理委员会办公厅
【发布日期】2007-05-11
【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2007051402AD920B4818CF6EFFCA1C87EB49FA00>

【注】

- Y 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- Y 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

I 国家工商总局将开展打击“傍名牌”行为专项行动

国家工商总局近期将在全国范围内组织开展打击“傍名牌”行为专项执法行动，将以强化知识产权保护为重点，加强对商业秘密的保护，加大对仿冒知名商品特有的名称、包装、装潢、企业名称等行为的查处力度。

（摘自 2007 年 05 月 10 日上海市外商投资企业协会《外资信息》）

I 关于政府信息公开事宜的简要评析

2007 年 04 月 05 日，中国国务院颁布了《中华人民共和国政府信息公开条例》（中国国务院令 第 492 号；自 2008 年 05 月 01 日起施行；以下简称“《条例》”）。《条例》对政府信息的公开原则和基本制度、公开范围、公开的方式和程序等进行了具体规定。之后，中国国务院法制办对《条例》进行了专门解读。

n 政府信息公开的主体

根据《条例》第 2 条、第 36 条、第 37 条等的规定，负有政府信息公开职责的主体（以下简称“公开主体”）包括：

- 1) 行政机关；
- 2) 法律、法规授权的具有管理公共事务职能的组织（例如，银行业监督管理委员会、证券业监督管理委员会等组织）；
- 3) 与社会公众利益密切相关的公共企事业单位（例如，教育、医疗卫生、环保等单位）参照《条例》执行。

I 新版の金融許可証の再発行に関する公告

【発布機関】中国銀行業監督管理委員会弁公庁
【発布日】2007-05-11
【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.cbrc.gov.cn/chinese/home/jsp/docView.jsp?docID=2007051402AD920B4818CF6EFFCA1C87EB49FA00>

【注】

- Y 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- Y ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新情報

I 国家工商総局が「ブランド頼り」取り締まりの特別活動を展開する

国家工商総局は、まもなく全国範囲で、「偽ブランド」取り締まりの特別法律執行活動を展開するという。知的所有権の保護を強化することを重点とし、商業秘密に対する保護を強化し、有名ブランド商品が特有する名称や、包装、装飾デザイン、企業名称などを模造または使用するなどの行為の調査・処分に一層力を入れることになる。

（2007 年 5 月 10 日付けの上海市外商投资企业协会「外资信息」より）

I 政府情報の公開に関する簡単な評価と分析

2007 年 4 月 5 日付けで、中国国务院は「中华人民共和国政府情報公開条例」（中国国务院令 第 492 号、2008 年 5 月 1 日より施行、以下「条例」という）を公布した。「条例」は、政府情報の公開原則と基本制度、公開範囲、公開方法および手続などに対し、具体的な規定を行った。続いて、中国国务院法制弁公室は「条例」に対し専門的な解釈を行った。

n 政府情報の公開主体

「条例」第 2 条、第 36 条、第 37 条などの規定によると、政府情報公開の職責を負う主体（以下「公開主体」）には次のものを含む。

- 1) 行政機関。
- 2) 法律、法規により授権され、公共事務を管理する機能を有する組織（例えば、銀行業监督管理委员会、証券業监督管理委员会などの組織）。
- 3) 社会公衆の利益と密接に関係する公共企業・事業団体（例えば、教育、医療衛生、環

境保護などの団体)は「条例」を参考に実施する。

n 政府信息公开的范围

根据《条例》第 9 条、第 13 条、第 14 条等的规定，律师理解，政府信息可分为以下三类：

- 1) 不公开的政府信息。通常包括涉及国家秘密、商业秘密和个人隐私的政府信息，但是对于涉及商业秘密、个人隐私的政府信息，如果经权利人同意公开或者不公开可能对公共利益造成重大影响，则可以公开。
- 2) (公开主体)主动公开的政府信息。通常包括(符合以下任意要求之一)：
 - 涉及公民、法人或者其他组织切身利益的信息；
 - 需要社会公众广泛知晓或者参与的信息；
 - 反映公开主体的机构设置、职能、办事程序等情况的信息；
 - 其他依照法律、法规和国家有关规定应当主动公开的信息。
- 3) (公开主体)依(公民、法人或者其他组织，以下简称“申请主体”)申请公开的信息。需要指出的是，对于特定申请主体而言，能够申请公开的政府信息的范围仅限于与其自身生产、生活、科研等有关的信息。

需要指出的是，根据《条例》第 33 条的规定，如果公开主体不能依法履行政府信息公开义务，公民、法人或者其他组织可以进行举报；如果公开主体在政府信息公开工作中侵犯公民、法人或者其他组织的合法权益，公民、法人或者其他组织可以依法申请行政复议或者提起行政诉讼。

此外，律师认为，综合《条例》以及中国国务院法制办对《条例》的解读，外商投资企业，与外国人和外国组织在获取中国政府信息的待遇方面存在如下差异：

- 外商投资企业(包括其分支机构)：视为中国境内法人或其他组织，根据《条例》，可以获得主动公开的政府信息，也可以获得依申请公开的政府信息。
- 外国人和外国组织(包括在中国的外国人和外国组织)：可以获得主动公开的政府信息。但是，如果希望获得依申请公开的政府信息，那么需要根据国际法规定的原则，按照对等的原则进行处理。

n 政府情報を公開する範囲

「条例」第 9 条、第 13 条、第 14 条などの規定によると、政府情報は次の 3 タイプに分けられると弁護士は認識している。

- 1) **公開しない政府情報**。通常、国家機密、商業秘密、個人のプライバシーに係る政府情報を含む、但し、商業秘密や個人のプライバシーに係る政府情報は、権利者が公開に同意しているとき、あるいは公開しないことが公共の利益に対して重大な影響を及ぼす虞のあるときは、公開することができる。
- 2) **(公開主体が)自主的に公開する政府情報**。通常、次の要件のうち何れか一つに該当する政府情報を含む。
 - 公民、法人またはその他の組織の直接的利益に係る情報。
 - 社会公衆が広くこれを承知し、また参与する必要のある情報。
 - 公開主体の機構の設置や、職能、業務手続等の状況を反映する情報。
 - その他、法律や法規および国の関連する規定により、自主的に公開しなければならない情報。
- 3) **(公開主体が)、(公民、法人またはその他の組織、以下「申請主体」という)の申請により公開する政府情報**。特定の申請主体にとっては、公開を申請できる政府情報の範囲は申請主体自身の生産、生活、科学研究等と関係有する情報に限られることに注意が必要である。

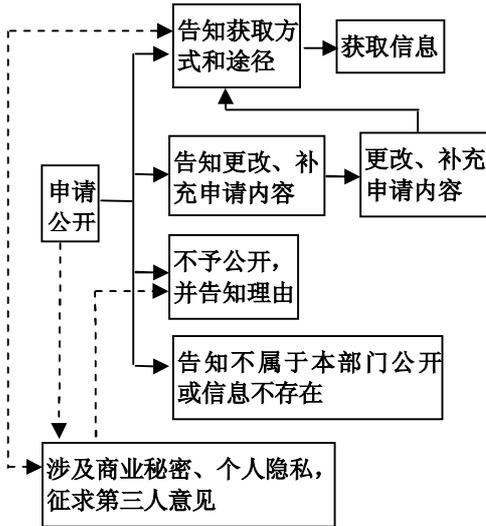
ここで指摘が必要なのは、「条例」第 33 条の規定によると、公開主体が法に従い政府情報公開義務を履行することができていないときは、公民、法人またはその他の組織は報告することができる。また公開主体が、政府情報公開作業の過程で、公民、法人またはその他の組織の合法的權益を侵害したときは、公民、法人またはその他の組織は法にもとづき行政復議(再議)を申請あるいは行政訴訟を提起することができる。

この外、「条例」および中国国务院法制弁公室が「条例」に対し行った解釈を総合すると、外商投資企業と外国人および外国の組織の間には、政府公開情報を取得する際の待遇面で差異が存在している。

- 外商投資企業(その分支機構を含む)は中国国内の法人またはその他の組織であると見なされるため、「条例」にもとづき、自主的に公開する情報を取得することもできるし、申請により公開する情報を取得することもできる。
- 外国人と外国の組織は(中国にいる外国人と中国にある外国組織を含む)は自主的に公開する政府情報を取得することができる。しかし、申請により公開する政府情報の取得を希望するときは、国際法規定の原則にのっとり、対等の原則によって、処理を行うことになる。

n 政府信息依申请公开的程序

《条例》第 21 条至第 28 条对政府信息依申请公开的程序进行了具体规定。对于该程序，律师制作如下图表进行简单总结：



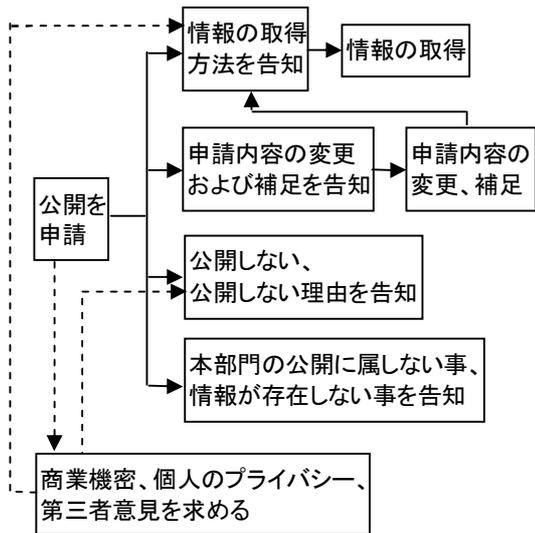
由于《条例》自 2008 年 05 月 01 日才开始施行，因此，与上述政府信息公开有关的实际操作要求和案例，很可能需要等待《条例》施行后才能获得，对此，律师将持续予以关注。

【备注】查看《条例》全文、以及中国国务院法制办对《条例》的解读，请分别点击以下网址：
http://www.gov.cn/zwgk/2007-04/24/content_592937.htm
http://www.gov.cn/jrzq/2007-04/25/content_594960.htm

(里兆律师事务所 2007 年 05 月 18 日整理编写)

n 政府情報の申請による公開の手続

「条例」の第 21 条から第 28 条までは政府情報の申請による公開の手続に対して具体的な規定を行っている。弁護士はこの内容を簡単にまとめ、以下の図に示す。



「条例」は 2008 年 5 月 1 日よりようやく施行される、このため上述の政府情報公開に関連する実務操作上の要求や事例についての情報を得るには、「条例」が施行されるのを待つ必要があると考えられ、これに対し、弁護士は引き続き注目していく。

【備考】「条例」の全文、および中国国务院法制弁公室の「条例」に対する解釈を参照するには、下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwgk/2007-04/24/content_592937.htm
http://www.gov.cn/jrzq/2007-04/25/content_594960.htm

(里兆法律事務所が 2007 年 5 月 18 日付けで作成)